

指定棚田地域

制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等	対象事業等
指定棚田地域	<p>棚田地域振興法</p> <p>(制定年月日) 令和元年6月12日 法律第42号</p> <p>(施行年月日) 令和元年8月16日 政令第76号 (最終改正)</p> <p>令和7年3月31日 法律第9号</p> <p>(目的) 棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>昭和25年2月1日における市町村(旧市町村)の区域であって、区域内に勾配が1/20以上の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上であること。</p> <p>(なお、棚田地域はあくまで入口の要件であり、この要件を満たす棚田地域の中から、都道府県が関係市町村との協議を経て指定棚田地域の指定申請を行い、国が、指定基準に基づき指定した指定棚田地域が本法律の支援対象となる)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の特例(みなし認定) エコツーリズム推進法の特例(みなし認定) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、農地法等による処分が迅速に行われるよう適切に配慮する。 国は、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。 国は、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表する。 国及び地方公共団体は、棚田地域振興活動に参加する者に対し、指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報の提供するよう努める。 国・地方公共団体は農業の振興を図るための生産基盤の強化等へ配慮する。 国・地方公共団体は鳥獣被害の防止等に配慮する。 国・地方公共団体は棚田地域の農業の振興に寄与する人材その他の棚田地域振興活動を担うべき人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるよう努める。 国・地方公共団体は生活環境等の整備に対し適切に配慮する。 国・地方公共団体は移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進に対し適切に配慮する。 国・地方公共団体は都市等と棚田地域の交流の促進等に対し適切に配慮する。 国・地方公共団体は棚田地域との関わりを持つ者間における連携及び協力の確保に対し適切に配慮する。 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施する。 	<p>国から当該年度に公表</p>

指定棚田地域の概要

指定年月日	区分	市 町 名	
令和2年 4月9日公示 (旧5町、旧12村)	全域指定	北広島町(※旧3町、旧11村)	
	一部指定	市 町 村 名	旧 市 町 村 名 (指定地域)
		安芸太田町	加計町、戸河内町、筒賀村

(農林水産局 農業基盤課)